

桜町聖母幼稚園園則

第1章 総則

(目的)

第1条 この幼稚園は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教的理念に従って幼児を教育し、
整えられた環境のもとで、その心身の発達を助長することを目的とする。

(名称)

第2条 この幼稚園は、桜町聖母幼稚園という。

(位置)

第3条 この幼稚園は、高松市桜町1丁目8番13号に置く。

(入園資格)

第4条 本園に入学することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第2章 教育年限、学期、休業日、教育時間及び教育週数

(教育年限)

第5条 この幼稚園の教育年限は、4年未満とする。

(教育期)

第6条 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本園の休日及び休業日は、次のとおりとする。

2 休日

- 土曜日、日曜日
- 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 創立記念日 6月10日
- 年末年始(12月29日～1月3日)
- 盆休み(8月12日～15日)
- その他、園長が必要と認めた日

3 休業日

- 学年始休業日
- 夏季休業日
- 冬季休業日
- 学年末休業日
- 行事振替休業日
- その他、園長が必要と認めた日

(教育時間・教育週数)

第8条 教育時間は、午前9時30分から午後2時30分までとする。ただし、季節により変更することがある。なお、月1回水曜日は午前11時30分までとする。

2 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き39週を下らないものとする。

第3章 教育内容、定員、学級数及び教職員組織

(教育内容)

第9条 教育内容は、健康、人間関係、環境・言葉・表現等とし、モンテッソーリ教育法に基づいて、特に幼児の自主性を高め、すこやかな育成をはかる。

(収容定員)

第10条 本園の園児の収容定員は7学級210名とする。

(教職員組織)

第11条 本園の教職員組織は、次のとおりとする。

園長	1名	技術職員	1名
宗教主事	1名	栄養士	1名
副園長	1名(必要に応じる)	園医	1名
主任教諭	1名	園歯科医	1名
教諭	8名以上	園眼科医	1名
事務職員	1名以上	学校薬剤師	1名

第4章 入園、退園、休園、修了

(入園許可)

第12条 入園は、園長がこれを許可する。

(出願手続)

第13条 入園志望者は、所定の申込書に所要事項を記入のうえ、入園申込料を添えて園長に提出しなければならない。

(入園手続)

第14条 入園の許可を受けた者は、所定の日までに必要書類に施設利用負担金を添えて入園手続をしなければならない。

2 前項に定める手続が指定する日までに行われなときは、入園許可を取り消すことがある。

(退園・休園)

第15条 退園または休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。

2 病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者は、退園又は休園させることがある。

(修了)

第16条 園長は、園児が所定の全課程を修了したと認めたときは、修了証書を授与する。

第1章 保育料，給食費，施設利用負担金及び入園申込料

(基本保育料，給食費，施設利用負担金及び入園申込料)

第17条 本園の保育料，給食費，施設利用負担金及び入園申込料の額は次のとおりとする。

基本保育料	月額	園児の保護者が居住する市町村が定める額
給食費	月額	前年度の実績より算出する。
施設利用負担金	入園時	30,000円
入園申込料	入園時	2,000円

- 基本保育料等は，出席の有無にかかわらず毎月その月分を園の指定した日までに納入しなければならない。
- 正当な理由がなく，基本保育料を所定の日までに納入しなかった時は，退園させることがある。
- 退園した者が再入園する場合は，第1項の施設利用負担金は，徴収しない。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この園則の施行に関し必要な事項は，園長が別に定める。

附則

- この園則は，
- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| (1) 昭和56年10月1日から施行する。 | (18) // 12年4月1日 // |
| (2) // 59年4月1日一部変更 | (19) // 13年4月1日 // |
| (3) // 60年4月1日 // | (20) // 14年4月1日 // |
| (4) // 61年4月1日 // | (21) // 15年4月1日 // |
| (5) // 62年4月1日 // | (22) // 16年4月1日 // |
| (6) // 63年4月1日 // | (23) // 17年4月1日 // |
| (7) 平成2年4月1日 // | (24) // 18年4月1日 // |
| (8) // 3年4月1日 // | (25) // 19年4月1日 // |
| (9) // 4年4月1日 // | (26) // 20年4月1日 // |
| (10) // 4年9月1日 //(第2章) | (27) // 21年4月1日 // |
| (11) // 5年4月1日 //(第3・5章) | (28) // 22年4月1日 // |
| (12) // 6年4月1日一部変更 | (29) // 23年4月1日 //(第2・5章) |
| (13) // 7年4月1日 // | (30) // 26年9月25日 // |
| (14) // 8年4月1日 // | (31) // 29年4月1日 // |
| (15) // 9年4月1日 // | (32) 令和2年4月1日 //(第3・4・5・6章) |
| (16) // 10年4月1日 // | (33) // 3年4月1日 //(第5章) |
| (17) // 11年4月1日 // | (34) // 4年4月1日 //(第5章) |
| | (35) // 5年4月1日 //(第5章) |

